

令和5年稲敷市農業委員会第3回総会

〔3月10日〕

-
- 日程 1 議事録署名委員の指名について
日程 2 報告第1号 農地法第3条（届出—中間管理機構・円滑化団体の取得）
日程 3 報告第2号 農地法第3条の3（相続等による権利移動）
日程 4 報告第3号 農地法第4条（届出）
日程 5 報告第4号 農地法第18条（通知）
日程 6 議案第1号 農地法第3条（委員会）
日程 7 議案第2号 農地法第4条（知事）
日程 8 議案第3号 農地法第5条（知事）
日程 9 議案第4号 現況証明（農委処分）
日程10 議案第5号 基盤強化法第19条（農用地利用集積計画の公告）
日程11 議案第6号 【中間管理権：基盤法】基盤強化法第19条による農地中間管理権の取得
（農用地利用集積計画の公告）
日程12 議案第7号 【機構転貸（中間管理権・基盤法）】農地中間管理事業法第18条7項
（農用地利用配分計画の公告）
-

本日の会議に付した事件

- 日程 1 議事録署名委員の指名について
日程 2 報告第1号
日程 3 報告第2号
日程 4 報告第3号
日程 5 報告第4号
日程 6 議案第1号
日程 7 議案第2号
日程 8 議案第3号
日程 9 議案第4号
日程10 議案第5号
日程11 議案第6号
日程12 議案第7号
-

出席委員

1番	墳本典勇君	10番	黒田和夫君
2番	山口幸一君	11番	山下恭一君
3番	横田悌次君	12番	野口克行君

4番	遠藤一行君	13番	山口和彦君
5番	村山文雄君	14番	篠崎惣壽君
6番	木内昌秀君	16番	高須一郎君
7番	吉田武君	17番	篠崎文夫君
8番	内田和新君	18番	川島昇君
9番	宮本信夫君	19番	根本脩君

欠席委員

出席説明員

農業委員会事務局長	根本大君
農業委員会事務局長補佐	森田勝君
農業委員会事務局係長	宮本祐司君
農業委員会事務局主査	平沢心平君

午後2時開会

○農業委員会事務局長（根本 大君） 令和5年3月の稲敷市農業委員会総会を開会させていただきます。議事進行につきましては、稲敷市農業委員会会議規則第3条の規定により、会長が議長となりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（根本 脩君） それでは、議長を務めさせていただきます。ご協力のほどよろしくお願いいたします。本日の出席委員は18名です。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により定足数に達しておりますので、本会議は成立をいたします。本日の議事日程はお手元に配布のとおりでございます。

日程1 議事録署名委員の指名について

○議長（根本 脩君） それでは最初に、議事録署名人の指名を行います。
お諮りをいたします。

議事録署名人の指名については、議長一任で御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本 脩君） 異議なしということでございますので、本日の議事録署名人は17番篠崎文夫委員、18番川島昇委員の両名を指名いたします。

日程2 報告第1号 農地法第3条（届出—中間管理機構・円滑化団体の取得）

○議長（根本 脩君） それでは、審議に入ります。

報告第1号「農地法第3条（届出—中間管理機構・円滑化団体の取得）」を議題といたします。事務局より報告をお願いいたします。

根本事務局長。

○農業委員会事務局長（根本 大君） 議案書1ページをお開き願います。

報告第1号「農地法第3条（届出—中間管理機構・円滑化団体の取得）」を報告いたします。

農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について3件受理しております。合わせまして、田8筆、24, 155㎡について、農業経営基盤強化促進法第7条の規定に基づく農地売買事業により茨城県農林振興公社へ売買したものであります。よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） これは報告事項でございますので、ご承認、よろしくをお願いいたします。

日程3 報告第2号 農地法第3条の3（相続等による権利移動）

○議長（根本 脩君） 続きまして、報告第2号「農地法第3条の3（相続等による権利移動）」を議題といたします。事務局より報告をお願いします。

根本事務局長。

○農業委員会事務局長（根本 大君）

報告第2号「農地法第3条の3（相続等による権利移動）」を報告いたします。

議案書2ページから12ページまでの10件でございます。この届出は、所有者欄に記載されている方が、申請事由欄に記載がある相続日に死亡したことにより、届出人が、相続により農地の所有権を取得したものでありますが、9ページの申請番号6番をご覧いただきたいと思います。所有者欄の〇〇〇〇様は、平成26年に亡くなっておりませんが、届け出がなされておらず、今回、相続人の方が亡くなったことにより、お孫さんへ相続となるものでございます。次に、11ページの申請番号9番をご覧ください。こちらは、令和4年1月に遺贈（遺言）により3名の方の共有名義になっていた農地について、今回、2名の方が持ち分を放棄したことにより、〇〇様の所有となったものでございます。なお、備考欄に記載がありますように、いずれの権利取得者も、自作や作業委託により耕作をしており、農業委員会によるあっせん等の希望はないものであります。よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） これは報告事項でございますので、ご承認、よろしくをお願いいたします。

日程4 報告第3号 農地法第4条（届出）

○議長（根本 脩君） 続きまして、「報告第3号農地法第4条（届出）」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

根本事務局長。

○農業委員会事務局長（根本 大君） 議案書13ページをお願いします。

報告第3号「農地法第4条（届出）」を報告いたします。

農地法第4条第1項第8号の規定に基づく、市街化区域内の農地転用の届け出1件でございます。

江戸崎字荒匂、畑1筆、652㎡について、作業場用地として利用するものであります。よろしくご

承認をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） これは報告事項でございますので、ご承認、よろしくお願いいたします。

日程５ 報告第４号 農地法第１８条（通知）

○議長（根本 脩君） 続きまして、「報告第４号農地法第１８条（通知）」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

根本事務局長。

○農業委員会事務局長（根本 大君） 議案書１４ページをお願いします。

報告第４号「農地法第１８条（通知）」を報告いたします。

農地法第１８条第６項の規定による、賃貸借の解約の通知があったものになります。議案書１４ページから３１ページまでの７件でございます。申請番号１番から３番は双方からの合意解約によるものがあります。２４ページの申請番号４番から申請番号７番は、農地中間管理事業により、茨城県農林振興公社との間に利用権を設定した農地につきまして、合意解約するものであります。なお、申請番号２番と７番の案件ですが、解約後に息子さんと設定するというので、この後の議案に入っております。よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） これは報告事項でございますので、ご承認、よろしくお願いいたします。

日程６ 議案第１号 農地法第３条（委員会）

○議長（根本 脩君） 続きまして、「議案第１号農地法第３条（委員会）」を議題といたします。なお、申請番号１６番につきましては、関連する案件がありますので、議案第３号で一括して審議いたします。申請番号１５番までについて、事務局の説明をお願いします。

○農業委員会事務局主査（平沢心平君） ３２ページをお開き願います。

議案第１号「農地法第３条（委員会）」

申請番号１番から１５番でございます。売買による所有権移転件１１件、交換による所有権移転２件、賃借権の設定２件でございます。

申請番号１番 柴崎字瀬々沼、他１地区、田２筆、１，５２７㎡、申請番号２番 柴崎字丹通、他１地区、田１８筆、１０，８４１㎡それぞれ受人が経営規模拡大のため、買い受けるものでございます。

申請番号３番 浮島字関谷、田２筆、１，９８２㎡、申請番号４番 浮島字西ノス、田３筆、１，９１９㎡についてでございますが、それぞれ受人が耕作便利のため、交換するものでございます。

申請番号５番 本新、畑１筆、２，９９７．５３㎡についてでございますが、受人が経営規模拡大のため、解除条件付きで、賃借権の設定をするものでございます。

申請番号６番 阿波字阿波、田１筆、５，４６８㎡についてでございますが、受人が経営規模拡大のため、買い受けるものでございます。

申請番号７番 境島字川脇、他１地区、田３１筆、畑２筆、３０，８４６㎡についてでございますが、受人が農業経営開始のため、解除条件付きで、賃借権の設定をするものでございます。

申請番号8番 柴崎字内海、他3地区、田9筆、19,763㎡、申請番号9番 上之島字上ノ島、田2筆、3,896㎡、申請番号10番 上之島字上ノ島、田1筆、1,134㎡、申請番号11番 結佐字流作、田2筆、4,117㎡、申請番号12番 八千石字八千石、田2筆、4,929㎡、申請番号13番 伊佐部字伊佐部、田1筆、1,061㎡、申請番号14番 柴崎字切上、田2筆、5,725㎡、申請番号15番 戊渡字中、田3筆、9,151㎡についてでございますが、農地中間管理機構が行う特例事業により、それぞれ受人が経営規模拡大のため買い受けるものでございます。調査結果は報告書のとおりで、農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり、受人となる許可要件を満たしていると考えられます。なお、添付すべき必要書類も併せて確認いたしました。議案第1号申請番号1番から15番までの説明は以上です。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。引き続き調査委員から調査報告をお願いいたします。申請番号1番、2番について、篠崎文夫委員より報告をお願いいたします。

○17番（篠崎文夫君） 17番篠崎です。申請番号1番について、報告いたします。

先日、古澤推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻を栽培している農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機1台、耕運機1台、トラック1台を所有しております。農作業従事日数は211日、経営面積190アール、調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議お願いします。

引き続き申請番号2番について、報告いたします。先日、受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻を栽培している農業法人であります。農地所有適格法人要件は満たしております。農機具の所有状況は、トラクター3台、田植機2台、コンバイン1台、乾燥機6台、トラック3台を所有しております。経営面積2211アール、調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議お願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

続きまして、申請番号3番、4番について、黒田委員より報告をお願いいたします。

○10番（黒田和夫君） 10黒田です。申請番号3番について、報告いたします。

3月8日に山田推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主にレンコンを栽培している農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター1台、耕運機1台、軽トラック3台を所有しております。農作業従事日数は211日、経営面積250アール、調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議お願いします。

引き続き申請番号4番について、報告いたします。3月8日に山田推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻を栽培している農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機1台を所有しております。農作業従事日数は211日、経営面積100アール、調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議お願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

続きまして、申請番号5番について、篠崎惣壽委員より報告をお願いいたします。

○14番（篠崎惣壽君） 14番篠崎です。申請番号5番について、報告いたします。

3月8日に木村推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に太陽光発電事業を営んでいる法人であります。農機具の所有状況は、代表者がトラクター2台、軽トラック3台を所有しております。農作業従事日数は150日、経営面積262アール、調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、耕作されなくなった時は、賃借権を解除する条件付きで許可相当と考えられます。よろしくご審議お願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

ありがとうございます。

続きまして、申請番号6番、7番について、わたくし根本より報告いたします。

19番根本です。申請番号6番について、報告いたします。

3月2日に高城推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻を栽培している認定農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター7台、田植機1台、コンバイン3台、乾燥機4台を所有しております。農作業従事日数は340日、経営面積1510アール、調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議お願いします。

引き続き申請番号7番について、報告いたします。3月8日に平山推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は土木建設業を営んでいる法人です。農機具の所有状況は、代表者がトラクター1台、耕運機1台所有しており、コンバイン1台、田植機1台、乾燥機1台を購入予定です。農作業従事日数は240日、経営面積304アール、調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、耕作されなくなった時は、賃借権を解除する条件付きで許可相当と考えられます。よろしくご審議お願いします。

○議長（根本 脩君）

申請番号8番から15番につきましては、茨城県農林振興公社の農地中間管理事業による特例事業の売買のため調査報告は省略いたします。

これで、調査委員の調査報告を終了いたします。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、「議案第1号 農地法第3条（委員会）」の申請番号1番から15番を採決いたします。本案は、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。

日程7 議案第2号 農地法第4条（知事）

○議長（根本 脩君） 続きまして、「議案第2号 農地法第4条（知事）」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

宮本係長。

○農業委員会事務局係長（宮本祐司君） 39ページをお開き願います。

議案第2号「農地法第4条（知事）」でございます。

申請番号1番 柴崎字竹川、田1筆、981㎡についてですが、申請地は、市街化調整区域で10ヘクタール以上の農地の広がりがあることから第1種農地と判断いたしました。申請人は、自宅敷地の駐車スペースが手狭であるため、自宅近くの申請地を駐車場用地とし、自己車両および周辺地域住民が自由に使える無料駐車場とする計画です。なお、申請地は第1種農地と判断しましたが、農地法施行規則第33条の4、申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上必要な施設で、集落に接続して設置されるものに該当します。これで、議案第2号の説明を終わります。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。引き続き調査委員からの調査報告を、篠崎文夫委員よりお願いいたします。

○17番（篠崎文夫君） 17番篠崎です。申請番号1番について、去る8日、古澤推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、駐車場用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準を満たしており、許可相当であると考えられます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君）

これで、調査委員の調査報告を終了いたします。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第2号「農地法第4条（知事）」を採決いたします。本案は、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。

日程8 議案第3号 農地法第5条（知事）

○議長（根本 脩君） 続きまして、「議案第3号 農地法第5条（知事）」を議題といたします。申請番号2番につきましては、のちほど一括で審議いたしますので、申請番号1番について事務局の説明をお願いします。

○農業委員会事務局係長（宮本祐司君） 40ページをお開き願います。

議案第3号「農地法第5条（知事）」でございます。

申請番号1番 佐倉字天神久保他2地区、畑7筆、4,907㎡についてですが、転用目的は太陽光発電、450ワットパネル1020枚設置。市街化調整区域、土地改良区域外で周囲を宅地や山林等に

囲まれた小集団の農地であることから第2種農地と判断いたしました。雨水は敷地内浸透処理、周囲をフェンスで囲い被害防除する計画で、経済産業省の事業計画認定等の協議も了しております。これで、議案第3号申請番号1番の説明を終わります。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。引き続き調査委員からの調査報告を宮本委員よりお願いいたします。

○9番（宮本信夫君） 9番宮本です。申請番号1番について、去る8日、坂本推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、太陽光発電施設用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準を満たしており、許可相当であると考えられます。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君） これで、調査委員の調査報告を終了いたします。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、「議案第3号 農地法第5条（知事）」の申請番号1番を採決いたします。本案は、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。続きまして、議案第1号の申請番号16番と議案第3号の申請番号2番が、いずれも所在と申請人が同一の、営農型太陽光発電施設設置のための申請でありますので、一括議題といたします。事務局の説明をお願いします。

○農業委員会事務局係長（宮本祐司君） 38ページをお開き願います。

議案第1号 申請番号16番 本新、畑1筆、1,398.74㎡、次に40ページをお開き願います。議案第3号 申請番号2番 本新、畑1筆、0.47㎡についてですが、申請人が営農型太陽光発電施設用地として、パネル設置のための支柱部分等を一時転用するものでございます。申請地は、非線引き区域で農用地区域内となります。475ワットパネルを240枚設置し、下部農地で栗を栽培する計画で、経済産業省の事業計画認定等の協議も了しております。以上、議案第1号、申請番号16番、議案第3号、申請番号2番の説明を終わります。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。引き続き調査委員からの調査報告をわたくし根本より報告いたします。

19番根本です。議案第1号、申請番号16番及び議案第3号、申請番号2番、営農型太陽光発電について、去る8日、平山推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、下部農地で営農をしながら太陽光発電施設として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準を満たしており、許可相当であると考えられます。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君）

これで、調査委員の調査報告を終了いたします。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(根本 脩君) それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第1号「農地法第3条(委員会)」の申請番号16番と、議案第3号 農地法第5条(知事)の申請番号2番を一括採決いたします。本案は、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長(根本 脩君) 賛成多数と認めます。よって、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。

日程9 議案第4号 現況証明(農委処分)

○議長(根本 脩君) 議案第4号「現況証明(農委処分)」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

宮本係長。

○農業委員会事務局係長(宮本祐司君) 41ページをお開き願います。

議案第4号「現況証明(農委処分)」

登記地目変更のための非農地証明書の交付10件でございます。

申請番号1番 江戸崎字豆薬師、畑1筆、897㎡、申請番号2番 椎塚字アラク、畑1筆、1,294㎡、申請番号3番 高田字宮下、田1筆、37㎡、申請番号4番 結佐字下結佐、畑1筆、370㎡、申請番号5番 清水字入谷、田2筆、569㎡、についてですが、耕作に供されず荒廃しているとの申請になります。

申請番号6番 市崎字新田、畑1筆、156㎡についてですが、昭和50年頃より宅地として利用されており、撮影年月日、昭和50年2月9日の空中証明写真と始末書が添付された申請になります。

申請番号7番 市崎字新田、畑1筆、361㎡についてですが、昭和51年頃より宅地として利用されており、撮影年月日、昭和50年2月9日の空中証明写真と始末書が添付された申請になります。

申請番号8番 脇川字本田、畑1筆、128㎡についてですが、平成11年以前より宅地として利用され、平成11年5月30日の空中証明写真と始末書が添付された申請になります。

申請番号9番 橋向字堤外大縄場、畑1筆、725㎡についてですが、平成2年ころより駐車場として利用され、平成6年11月4日の空中証明写真と始末書が添付された申請になります。

申請番号10番 江戸崎字新山、畑1筆、633㎡についてですが、平成10年頃より駐車場として利用され、平成11年5月30日の空中証明写真と始末書が添付された申請になります。以上で議案第4号の説明を終わります。

○議長(根本 脩君) 事務局の説明が終わりました。引き続き調査委員からの調査報告をお願いいたします。申請番号1番について、村山委員より報告をお願いいたします。

○5番(村山文雄君) 5番村山です。申請番号1番について、去る8日、篠崎委員と推進委員の清原委員と事務局で、申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、現地は荒廃しており、周

圃の状況から見ても耕作することは困難であり、今後も耕作の見込みがないことから、非農地と判断します。よろしくご審議お願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

続きまして、申請番号2番、3番について、篠崎惣壽委員より報告をお願いいたします。

○14番（篠崎惣壽君） 14番篠崎です。申請番号2番、3番について、去る8日、村山委員と推進委員の藤巻委員、水飼委員と事務局で、申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、現地は荒廃しており、周囲の状況から見ても耕作することは困難であり、今後も耕作の見込みがないことから、非農地と判断します。よろしくご審議お願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

続きまして、申請番号4番について、木内委員より報告をお願いいたします。

○6番（木内昌秀君） 6番木内です。申請番号4番について、去る8日、根本委員と推進委員の坂本委員と事務局で、申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、現地は荒廃しており、周囲の状況から見ても耕作することは困難であり、今後も耕作の見込みがないことから、非農地と判断します。よろしくご審議お願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

続きまして、申請番号5番から7番について、山口和彦委員より報告をお願いいたします。

○13番（山口和彦君） 13番山口です。申請番号5番から7番について、去る8日、内田委員と推進委員の板橋委員、中沢委員と事務局で、申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、申請番号5番については現地は荒廃しており、周囲の状況から見ても耕作することは困難であり、今後も耕作の見込みがないことから、非農地と判断します。次に、申請番号6番、7番については、20年以上前より宅地として利用しており、国土地理院発行の航空写真と合わせて確認をしました。調査の結果は、農地法第2条の農地に該当せず、非農地と判断します。よろしくご審議お願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

続きまして、申請番号8番、9番について、内田委員より報告をお願いいたします。

○8番（内田和新君） 8番内田です。申請番号8番、9番について、去る8日、山口委員と推進委員の大野委員、中沢委員と事務局で、申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、申請番号8番については、平成11年以前より宅地として、申請番号9番については、平成2年頃より駐車場として利用しており、国土地理院発行の航空写真と合わせて確認をしました。調査の結果は、農地法第2条の農地に該当せず、非農地と判断します。よろしくご審議お願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

続きまして、申請番号10番について、山下委員より報告をお願いいたします。

○11番（山下恭一君） 11番山下です。申請番号10番について、去る8日、宮本委員と推進委員の清原委員と事務局で、申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、平成10年頃から駐車場として利用されており、国土地理院発行の航空写真と合わせて確認しました。調査の結果は、農地法第2条の農地に該当せず、非農地と判断します。よろしくご審議お願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

これで、調査委員の調査報告を終了いたします。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(根本 脩君) それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第4号「現況証明(農委処分)」を採決いたします。本案は、申請のとおり証明書を交付することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長(根本 脩君) 賛成多数と認めます。よって、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。

日程10 議案第5号 基盤強化法第19条(農用地利用集積計画の公告)

○議長(根本 脩君) 議案第5号「基盤強化法第19条(農用地利用集積計画の公告)」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

森田局長補佐。

○農業委員会事務局長補佐(森田 勝君) 44ページをお開き願います。

議案第5号「基盤強化法第19条(農用地利用集積計画の公告)」についてでございます。

基盤強化法第18条第1項の規定による農地利用集積計画(利用権設定)について、基盤強化法の基本要綱の第9の3の(1)の規定により、農用地利用集積計画案を決定するためご審議を求めるものでございます。

新規設定が、72件、182筆、377,422㎡、再設定が、23件、66筆、118,035㎡の利用権設定でございます。詳細につきましては、議案書のとおりでございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長(根本 脩君) 事務局の説明が終わりました。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(根本 脩君) それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第5号「基盤強化法第19条(農用地利用集積計画の公告)」を採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長(根本 脩君) 賛成多数と認めます。よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

日程11 議案第6号 【中間管理権：基盤法】基盤強化法第19条による農地中間管理権の取得(農用地利用集積計画の公告)

○議長(根本 脩君) 続きまして、議案第5号「【中間管理権：基盤法】基盤強化法第19条による農地中間管理権の取得(農用地利用集積計画の公告)」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

森田局長補佐。

○農業委員会事務局長補佐(森田 勝君) 99ページをお開き願います。

議案第6号「【中間管理権：基盤法】基盤強化法第19条による農地中間管理の取得（農用地利用集積計画の公告）」についてでございます。

基盤強化法第18条第1項の規定による農地利用集積計画（利用権設定）について、基盤強化法の基本要綱の第9の3の（1）の規定により、農用地利用集積計画案を決定するためご審議を求めるものでございます。

今回は、4件、21筆、23,828㎡についての利用権設定でございます。詳細につきましては、議案書のとおりでございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第6号「【中間管理権、基盤法】基盤強化法第19条による農地中間管理権の取得（農用地利用集積計画の公告）」を採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

日程12 議案第7号 【機構転貸（中間管理権・基盤法）】農地中間管理事業法第18条7項（農用地利用配分計画の公告）

○議長（根本 脩君） 続きまして、「議案第7号【機構転貸（中間管理権・基盤法）】農地中間管理事業法第18条7項（農用地利用配分計画の公告）」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

森田局長補佐。

○農業委員会事務局長補佐（森田 勝君） 102ページをお開き願います。

議案第7号【機構転貸（中間管理権：基盤法）】農地中間管理事業法第18条7項（農用地利用配分計画の公告）についてでございます。

基盤強化法第18条第1項の規定による農地利用集積計画（利用権設定）について、基盤強化法の基本要綱の第9の3の（1）の規定により、農用地利用集積計画案を決定するためご審議を求めるものでございます。

新規配分が4件、21筆、23,828㎡、再配分が12件、51筆、144,629㎡の配分計画でございます。詳細につきましては、議案書のとおりでございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第7号「【機構転貸（中間管理権：基盤法）】農地中間管理事業法第18条7項（農用地利用配分計画の公告）」を採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

○議長（根本 脩君） 以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしました。慎重審議をいただきましてありがとうございました。

皆さんにお諮りいたします。本定例会中の議案等にかかわる字句、数字、その他の整理を要する件については、その整理を議長に一任することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、異議なしと認めます。

これをもちまして、令和5年2月の稲敷市農業委員会総会を閉会といたします。

大変御苦労さまでございました。

午後3時00分閉会

稲敷市農業委員会会議規則第12条の規定により署名する。

議 長 根 本 脩

17番委員 篠 崎 文 夫

18番委員 川 島 昇